

# いりようきかん かた 医療機関のかかり方

この冊子は生活保護せいかつほごを利用りようされている方の病院受診方法びょういんじゆしんほうほうや注意事項ちゆういじこうについて、詳しく解説くわかいせつするものです。

お手元てもとに保管ほかんし、必要ひつようなときに読み返よかえしてください。



ちようししふくしじむしょ  
銚子市福祉事務所

## はじめに

生活保護を利用する方に対して、生活上の必要に応じ、さまざまな扶助が提供されます。その中で医療扶助について、このしおりは説明するものです。よく読んで理解を深めるようにしてください。

### 1 ジェネリック医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に、開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。薬局でお薬を処方してもらうときには、原則としてジェネリック医薬品を利用してください。



### 2 かかりつけ薬局の利用について

安全にお薬を使用するためにも、どの医療機関を受診しても利用する「かかりつけ薬局」の指定にご協力ください。「かかりつけ薬局」を決めることで、お薬の重複やお薬の飲み合わせによる副作用などを防ぐことができます。やむを得ず、薬局を複数利用する場合は、「お薬手帳」をご利用ください。

### 3 向精神薬の重複処方の禁止について

※向精神薬とは、睡眠薬、抗うつ薬、抗不安薬などのことです。

原則として、向精神薬の重複処方は禁止されています。

重複処方とは、精神科と内科で同じ時期に受診した際に両方の病院から睡眠薬を処方された場合などを指します。

精神科などで処方される向精神薬は、用法・用量を守って使用することで病気の治療に役立ちますが、誤った方法で使用してしまうと、健康に大きな害をおよぼしてしまうことがありますのでご注意ください。

## 4 頻回受診について

生活保護の制度では、同じ病気で同じ医療機関（歯科は除きます。）に、1か月に15日以上受診すると「頻回受診」に該当し、必要のない過剰な診療を受けているとみなされ、指導の対象となります。医療機関に1か月に受診する日数については、医師や看護師に相談し、必要最低限の日数としてください。

## 5 医療機関のかかり方



### <手続き>

- (1) 病院や医院で受診する際には事前に申請が必要です。受診前に「保護変更申請書（傷病届）」を提出する手続きを必ず行ってください。  
※傷病届には、病院にかかる方の氏名、生年月日のほか、病院にかかる方と申請者が異なる場合は、申請者の住所、氏名などを記入します。
- (2) 「保護変更申請書（傷病届）」を提出すると、「診療委託書」が交付されますので、これを受け取って医療機関へ提出してください。

### <費用>

- (1) 医療費は原則、自己負担が生じませんが、この手続きを行わずに受診すると医療費が全額自己負担となる場合がありますのでご注意ください。
- (2) 緊急の場合を除き、電話での申請は受け付けておりませんので、通常の受診の場合は必ず来所して手続きを行ってください。

※医療機関で受診する際は、次の点にもご注意ください。

- 生活保護指定医療機関以外での受診はできません。
- 比較的近距离に所在する病院への受診が原則です。

しがい びょういん じゅしん さい つういんこうつうひ しきゅう う  
・市外の病院で受診した際は、通院交通費の支給が受けられないこともあります。  
しょうびょうとう じょうたい しな いりょうきかん たいおう こんなん ばあい  
（傷病等の状態により、市内の医療機関での対応が困難な場合は、  
しがい てきせつ いりょうきかん じゅしん みと  
市外の適切な医療機関への受診が認められます。）

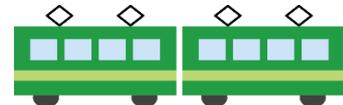
おな びょうき どうじ しょういじょう いりょうきかん じゅしん  
・同じ病気で同時に2か所以上の医療機関で受診することはできません。  
（受診する医療機関を変更する際は、すでに受診している医療機関で  
しょうかいじょう はっこう てんいん てつづ おこな  
紹介状を発行してもらい、転院の手続きを行ってください。）

ほけんてきょうがい しんりょう けんさ じこふたん  
・保険適用外の診療や検査など、自己負担となるものがあります。

しょうちゅうがっこう けんこうしんだん しか じびか じゅしん しどう ばあい  
・小中学校の健康診断で歯科・耳鼻科などへの受診を指導された場合は、  
じゅしん まえ ふくしじむしょ そうだん  
受診する前に福祉事務所に相談してください。

どようび にちようび きゅうじつ やかん しやくしょ まどぐち ひら  
・土曜日・日曜日・休日、あるいは夜間など、市役所の窓口が開いていない  
とき、または届け出る手続きができない緊急時に、やむを得ず医療機関で  
とど てつづ きんきゅうじ え いりょうきかん  
受診する必要がある場合は、せいかつほ ごりようちゅう いりょうきかん つ  
生活保護利用中であることを医療機関に告げ  
て、ごじつ ちくたんどういん かなら じゅしん ほうこく  
後日、すみやかに地区担当員に必ず、受診の報告をしてください。

## 6 つういんこうつうひ 通院交通費について



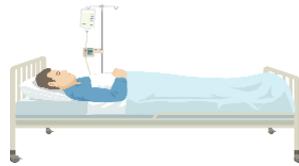
きょじゅうち ひかくてききんきより しょうざい びょういん じゅしん さい こうつうひ こうきょう  
居住地から比較的近距离に所在する病院へ受診した際にかかる交通費（公共  
こうつうきかん りょう  
交通機関を利用）については、しんせい もと しゅじい いけん かくにん ふくしじむしょ  
申請に基づき主治医の意見を確認し、福祉事務所で  
ひつようせい はんだん うえ しきゅう かのう しがい えんぼう びょういん ばあい  
必要性を判断した上で支給することが可能です。（市外、遠方の病院の場合は、  
つういんりゅう かくにん うえ しきゅう けんとう  
その通院理由を確認の上、支給を検討します。）

しょうがいしやてちょう こうきょうこうつうきかんまた ひょう わりびき う  
※障害者手帳などによる公共交通機関又はタクシー費用の割引を受けられる  
ばあい かなら かつよう  
場合は必ず活用してください。

### ＜手続き＞

- てつづき
- （1）通院交通費の支給を希望する場合、ちくたんどういん じぜん しんせい  
つういんこうつうひ しきゅう きぼう ばあい ちくたんどういん じぜん しんせい  
地区担当員に事前に申請してください。
  - （2）通院交通費申請書を記入後、りょうしゅうしょ そ ていしゅつ  
つういんこうつうひしんせいしょ きにゅうご りょうしゅうしょ そ ていしゅつ  
領収書を添えて提出してください。
  - （3）通院交通費の要件を審査し、だとう はんだん  
つういんこうつうひ ようけん しんさ だとう はんだん  
妥当と判断された  
ばあい つういんこうつうひ しきゅう  
場合、通院交通費を支給します。

## 7 入院時の手続きについて



### ＜手続き＞

- (1) 入院する日が決まったら、地区担当員に「入院日、病院名、症状、入院期間」を連絡してください。
- (2) 入院当日、予定通り入院をしたか、連絡してください。
- (3) 退院予定日が決定したら、地区担当員に連絡してください。
- (4) 退院当日、予定通り退院をしたか、連絡してください。

### ＜費用＞

病院に入院する際の医療費は保険適用内であれば、原則、全額生活保護の負担になります。ただし、保険適用外の費用については、全額自己負担になります。

#### ～自己負担の例～

- ・ 病衣のリース費用、病衣の洗濯費用、テレビカード、日用品等
- ・ 保険適用外の医療費
- ・ 個室の利用料（差額ベッド費用）

### ＜支給額の変更＞

在宅で生活されていた方が1か月以上入院された場合は、入院した月の翌月から（入院日が月の初日のときは、入院月から）ご本人の分の生活費が入院患者日用品費に変更されます。後日、前渡し保護費の精算がありますので、保護費を消費してしまわないように注意してください。

なお、退院した場合には、退院日の翌日付で生活扶助費が居宅基準生活費に変更されます。そのため退院の時期によっては、保護費の追加支給がありますので、地区担当員に確認してください。

入院した場合は、医療保険適用内で食事、光熱水費等の使用料が賄われているため、入院期間が1か月を超える場合は生活扶助費が減額されます。

例 65歳単身生活者の場合（平成30年10月からの基準額）

・入院していない場合（生活扶助費66,780円、住宅扶助費35,000円の場合）

66,780円+35,000円=101,780円（1か月の生活費）

・1か月以上入院となった場合（生活扶助費22,680円、住宅扶助費35,000円の場合）

22,680円+35,000円=57,680円（1か月の生活費）

※この前渡し生活保護費については、後日返納していただく場合があります。

## 8 本人支払額について

生活保護の最低生活基準額（医療扶助費、介護扶助費を除く。）以上の収入があり、医療費が支払えないことから生活保護を受給している場合など、最低生活基準額を超える金額分は医療費の一部として、本人支払額が発生する場合があります。

## 9 施術の受け方について

施術には柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅうがあります。施術を受ける際は医療機関への受診手続きとは異なり、受けられる要件も限られていますのでご注意ください。そのため、施術を受ける際には、必ず福祉事務所へ相談してください。手続きがなされずに受けた施術については、全額自己負担となる場合があります。

施術機関、または、はり・きゅう師において施術を受ける場合においては、次のような取り扱いとなっております。施術内容によっては、医師の同意書が必要な場合があります。詳細は次の表をご確認ください。

きゅうふたいしょう  
給付対象

	せじゅつようけん 施術要件	いし どういしょ 医師の同意書
じゅうどうせいふく 柔道整復	<p>だっきゅう こっせつ ぶぜんこっせつぶく ① 脱臼・骨折（不全骨折含む。）</p> <p>だぼく ねんざ ざしょう ② 打撲・捻挫（挫傷）</p> <p>だっきゅう こっせつ おうきゅうてあて ないてき ③ 脱臼・骨折の応急手当（内的な げんいん しかん ぶく 原因による疾患は含まれない。）</p>	<p>どういしょひつよう ① 同意書必要</p> <p>ふよう ② 不要</p> <p>ふよう ③ 不要</p>
あんま マッサージ	<p>しょうじょう とうやく た ちりょう ① 症状が投薬その他の治療によっ こうか ま て効果がなく、あん摩・マッサージが ひつようふかけつ ばあい 必要不可欠である場合。</p> <p>たん かた ふ か びょういん ※単なる肩こりなどは不可（病院 じゅしん ちょうふく ふ か 受診との重複は不可）</p>	<p>どういしょ ひつよう すべて同意書が必要</p>
はり・きゅう	<p>しんけいつう ① 神経痛 ② リウマチ</p> <p>けいわんしょうこうぐん ごじゅうかた ③ 頸腕症候群 ④ 五十肩</p> <p>ようつうしょう けいついねんざこういしょう ⑤ 腰痛症 ⑥ 頸椎捻挫後遺症</p> <p>じょうき しつぺいおよ るいじしつぺい 上記の疾病及び類似疾病の いりょう う いりょうこうか うち医療を受けても医療効果の え かぎ 得られないものに限られる。</p> <p>ちりょうちゅう せじゅつ ふ か ※治療中は、施術は不可</p>	<p>いし どうい 医師の同意、または しんだんしょ ひつよう 診断書が必要</p>

いりょうきかん しんさつ う せじゅつ きぼう ばあい していいりょうきかん  
※医療機関での診察を受けられてなく、施術を希望する場合は、まず指定医療機関  
じゅしんしどう いし どうい ぶよう ばあい のぞ  
への受診指導をさせていただくことがあります。（医師の同意が不要な場合は除  
く。）

## 10 治療材料について



コルセットや義肢・装具・眼鏡など治療の一環として必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合には給付を受けられることがあります。購入前に必ず地区担当員に相談してください。事前に手続きされずに受けた治療材料の給付については全額自己負担となりますので、ご注意ください。

給付は金銭のお渡しではなく、原則現物給付となります。また、すでにお持ちの治療材料を修理することで足り得る際（修理代の方が安価な場合）には、修理代の支給も可能です。

※身体障害者手帳をお持ちの方は、障害者総合支援法に基づき、治療材料が給付される場合は、これを優先して利用していただけます。

※眼鏡の給付については、日常生活の利便などの理由（老眼、新聞が読みにくいなど）では支給対象となりません。また、自身の不注意による破損も支給対象とはなりません。

## 11 他の制度・他の法律の活用について

生活保護利用者の医療費については、一部の場合を除き、生活保護制度で保障されます。ここでは、生活保護の医療扶助よりも優先的に利用していただく制度、法律について紹介します。次に当てはまる方は必ず報告してください。

### <社会保険>

会社が加入している社会保険（健康保険）にあなた、または家族が加入し、保険証を所持している場合、本人・被扶養者ともに使用してください。自己負担ある3割分について医療扶助で負担します。

また、健康保険に加入している方が、出産や死亡、また就労ができなくなった場合は、健康保険で給付が受けられる可能性がありますので、ご相談ください。

※社会保険証を取得した場合は、必ず福祉事務所及び病院に提示してください。（就労が決まった際は必ず、就労先に確認してください。）

## <障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律>

さまざまな障害を有する方が、必要な治療や医療を受ける際に、その負担を軽減する法律です。

※それぞれ有効期限がありますので、期限切れに注意してください。

### • 精神通院医療

自立支援医療（精神通院医療）は、精神疾患（てんかんを含む。）で通院による精神医療を続ける必要のある病状の方に、通院のための医療費の自己負担を軽減（生活保護利用者は自己負担なし）するものです。

主な対象疾患として各種精神障害、統合失調症、妄想性障害、気分障害、てんかん、神経症性障害などがあります。

精神科系の病院を受診・通院している方は、ご自分の病状が自立支援医療の対象となるかどうか、主治医に確認してください。

### • 更生医療

自立支援医療（更生医療）は身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対して行われる、更生のために必要な医療に係る自己負担を軽減（生活保護利用者は自己負担なし）するものです。

主な対象医療として、白内障の水晶体摘出手術をする場合、網膜剥離手術を行う場合、後天性心疾患のためペースメーカー埋込み手術を行う場合、腎臓機能障害の人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む。）を行う場合、H I V による免疫機能障害の抗 H I V 療法、その他 H I V 感染症に対する治療を行う場合などがあります。

いくせいりりょう  
・育成医療

さいみまん しょうがいじ しょうがい かか いりょう おこな しょうらいてき しょうがい  
18歳未満の障害児、または、障害に係る医療を行わないと将来的に障害  
のこ みと しっかん じどう しんたいしょうがい じまきよ けいげん しゅじゅつ  
を残すと認められる疾患がある児童で、その身体障害を除去、軽減する手術など  
ちりょう かくじつ こうか きたい かつ たい ひつよう いりょう かか じ こふたん  
の治療によって確実に効果が期待できる方に対して、必要な医療に係る自己負担を  
けいげん せいかつほ ごりようしゃ じ こふたん  
軽減（生活保護利用者は自己負担なし）するものです。

なんびょう かんじゃ たい いりょう かん ほうりつ  
<難病の患者に対する医療などに関する法律>

げんいん ふめい ちりょうほうほう かくりつ していなんびょう かつ いりょうひ  
原因が不明であり、治療方法が確立していない指定難病の方のうち、医療費の  
ふたんけいげん せいかつほ ごりようしゃ じ こふたん もくてき いてい にんていきじゅん み  
負担軽減（生活保護利用者は自己負担なし）を目的として、一定の認定基準を満た  
かた ちりょうひ かか いりょうひ がいらい にゅういん いんがいやつきよく ほうもんかんご  
している方に、その治療費に係る医療費（外来・入院・院外薬局・訪問看護）、  
かいごひ いちぶ じよせい ほうりつ  
介護費の一部を助成する法律です。

だいさんしゃこうい  
12 第三者行為について

こうつうじ こ だいさんしゃ こうい しょうびょう ちりょう ひつよう ばあい  
交通事故やけんかなど、第三者からの行為による傷病で治療が必要な場合、そ  
いりょうひ げんそく かがいしゃ ふたん  
の医療費については、原則として、加害者によって負担されるべきものであるため、  
いりょうふじょ てきよう とく こうつうじ こ ばあい じどうしゃそんがいばいしょうほしょうほけん  
医療扶助の適用はありません。特に、交通事故の場合は、自動車損害賠償保障保険  
しはら かのうせい かくにん  
から支払われる可能性がありますので確認してください。

ただし、医療費が保険の給付範囲を超えることが確実である場合で、被害者にも  
そうとうていど かしつ ばあい え じじょう ばあい いりょうふじょ てきよう  
相当程度の過失がある場合など、やむを得ない事情がある場合は医療扶助を適用し、  
ごじつばいしょうきん しはら じてん せいかつほごほうだい じょう ちと ひようへんかん もと  
後日賠償金が支払われた時点で生活保護法第63条に基づき費用返還を求める  
かのうせい  
可能性もあります。

## 13 障害者手帳について

### ＜身体障害者手帳＞

身体障害者手帳は、身体に障害があることを証明するものとして、都道府県が交付するもので、障害者に対する各種制度を利用する際に必要となります。制度の詳細については、社会福祉課 障害支援室におたずねください。

### ＜精神障害者保健福祉手帳＞

精神障害のために日常生活、または社会生活を送るうえで制限があると認められることを証明するものとして、都道府県が交付するもので、障害者に対する各種制度を利用する際に必要となります。ただし、取得には精神科の医師により精神障害と診断された日から6か月以上経過していることが必要です。有効期間は2年間ですので、更新漏れがないようにしてください。

### ＜療育手帳＞

療育手帳は、知的障害のある方が各種の援助や相談を受け、さまざまな制度や障害福祉サービスを受けやすくすることを目的に、千葉県知事から交付されます。療育手帳の申請については、社会福祉課 障害支援室にお問い合わせしてください。

〒288-8601

銚子市若宮町1-1

銚子市福祉事務所（銚子市役所 社会福祉課 社会福祉室 保護班）

電話 0479-24-8969（直通）

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

（土曜・日曜・祝日、年末年始を除く。）